

秋田市教育委員会
平成31年2月定例会
(案件・資料)

【資料目次】

付議案件

議案第2号 秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部を改正する件 … 1

教育長等の報告

- (1) 平成30年度包括外部監査の結果について (別途)
(2) 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における秋田市の結果
について … 9

議案第2号

秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部を改正する件

秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部を次のように改正する。

平成31年2月13日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(秋田市立御所野学院高等学校管理規則の一部改正)

第1条 秋田市立御所野学院高等学校管理規則(平成29年秋田市教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「4月5日」を「4月4日」に改め、同項第5号中「7月24日から8月24日」を「7月22日から8月20日」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「12月26日から1月12日」を「12月22日から1月13日」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第2項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第3項中「第1項第8号」を「第1項第7号」に改める。

第4条第2項第2号中「34単位時間」を「32単位時間」に改める。

第6条第2項中「宿泊を要するとき又は」および「(国外を含む。)」を削る。

第8条第1項第2号中「認める場合」を「認め、あらかじめ臨時休業承認申請書により教育委員会の承認を受けた場合」に改め、同条第2項中「前項」を「前項第1号」に、「臨時休業報告書」を「非常変災等臨時休業報告書」に改める。

(秋田市立御所野学院高等学校学則の一部改正)

第2条 秋田市立御所野学院高等学校学則(平成29年秋田市教委規則第4

号)の一部を次のように改正する。

第3条中「秋田市」を「秋田県」に改める。

第5条第1号中「10月の第2月曜日」を「9月30日」に改め、同条第2号中「10月の第2月曜日の翌日」を「10月1日」に改める。

第7条中「を卒業した者」を「もしくは義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第8条第1項中「30日以内」の次に「(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第104条第3項の規定により入学を許可された者にあつては、校長が定める日)」を加え、同項ただし書を削る。

第10条中「出身中学校長」を「出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長」に改める。

第25条第3項中「学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)」を「施行規則」に改める。

(旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部改正)

第3条 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する規則(平成28年秋田市教委規則第9号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則(平成11年秋田市教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「4月5日」を「4月4日」に改め、同条第4号中「7月24日から8月24日」を「7月22日から8月20日まで」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「12月26日から1月12日」を「12月22日から1月13日」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。

(旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部改正)

第4条 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する規則(平成28年秋田市教委規則第10号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則(平成11年秋田市教委規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「10月の第2月曜日」を「9月30日」に改め、同条第

2号中「10月の第2月曜日の翌日」を「10月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

御所野学院高等学校において入学者選抜を実施することに伴い、同校の休業日、通学区域、学期の期間等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部改正

第1 改正理由

御所野学院高等学校（以下「御所野学院高校」という。）において入学者選抜を実施することに伴い、同校の休業日、通学区域、学期の期間等を改めるとともに規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第1条関係（秋田市立御所野学院高等学校管理規則の一部改正）

- (1) 春季・夏季・冬季休業日を改めるとともに、秋季休業日を廃止するもの
- (2) 週当たりの授業時数の標準を改めるもの
- (3) 校外行事および臨時休業に係る手続を改めるもの
- (4) その他規定を整備するもの

2 第2条関係（秋田市立御所野学院高等学校学則の一部改正）

- (1) 通学区域を秋田県の全地域に改めるもの
- (2) 前学期・後学期の期間を改めるもの
- (3) 御所野学院高校に入学することのできる者に、義務教育学校を卒業した者および中等教育学校の前期課程を修了した者を加えるもの
- (4) 入学の時期に関する規定を改めるもの
- (5) その他規定を整備するもの

3 第3条関係（旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部改正）

併設型の御所野学院高校に係る春季・夏季・冬季休業日を改めるとともに、秋季休業日を廃止するもの

4 第4条関係（旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部改正）

併設型の御所野学院高校に係る前学期・後学期の期間を改めるもの

5 附則関係

施行は、平成31年4月1日からとするもの

秋田市立御所野学院高等学校管理規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第2条 学校における休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 春季休業日 4月1日から<u>4月4日</u>までおよび3月22日から3月31日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 <u>7月22日</u>から<u>8月20日</u>まで</p> <p>(6) 冬季休業日 <u>12月22日</u>から<u>1月13日</u>まで</p> <p>(7)（略）</p> <p>2 校長は、前項第4号から第6号までに規定する休業日の日数により難い特別の事情があるときは、あらかじめ休業日変更届出書を教育委員会に提出し、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。</p> <p>3 校長は、<u>第1項第7号</u>の規定により休業日を受けようとするときは、あらかじめ休業日届出書を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第2条 学校における休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 春季休業日 4月1日から<u>4月5日</u>までおよび3月22日から3月31日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 <u>7月24日</u>から<u>8月24日</u>まで</p> <p>(6) 秋季休業日 <u>10月の第2月曜日の直前の土曜日から同月の第2月曜日の翌日まで</u></p> <p>(7) 冬季休業日 <u>12月26日</u>から<u>1月12日</u>まで</p> <p>(8)（略）</p> <p>2 校長は、前項第4号から第7号までに規定する休業日の日数により難い特別の事情があるときは、あらかじめ休業日変更届出書を教育委員会に提出し、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。</p> <p>3 校長は、<u>第1項第8号</u>の規定により休業日を受けようとするときは、あらかじめ休業日届出書を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>第3条（略）</p> <p>第4章 教育活動 （教育課程の編成等）</p> <p>第4条 学校の教育課程は、高等学校学習指導要領等により校長が編成する。</p> <p>2 前項の規定により編成する教育課程は、次の各号に定める年間授業週数、週当たりの授業時数および1単位時間を標準として編成するものとする。</p> <p>(1) 年間授業週数 35週</p> <p>(2) 週当たりの授業時数 <u>32単位時間</u></p> <p>(3) 1単位時間 50分</p> <p>3～5（略）</p>	<p>第3条（略）</p> <p>第4章 教育活動 （教育課程の編成等）</p> <p>第4条 学校の教育課程は、高等学校学習指導要領等により校長が編成する。</p> <p>2 前項の規定により編成する教育課程は、次の各号に定める年間授業週数、週当たりの授業時数および1単位時間を標準として編成するものとする。</p> <p>(1) 年間授業週数 35週</p> <p>(2) 週当たりの授業時数 <u>34単位時間</u></p> <p>(3) 1単位時間 50分</p> <p>3～5（略）</p>
<p>第5条（略）</p> <p>（校外行事）</p> <p>第6条 校長は、教育活動の一環として行う修学旅</p>	<p>第5条（略）</p> <p>（校外行事）</p> <p>第6条 校長は、教育活動の一環として行う修学旅</p>

<p>行、対外競技その他の校外行事は、別に定める基準により企画し、実施するものとする。</p> <p>2 前項の行事の実施に当たって、実施地が県外にあるときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(臨時休業)</p> <p>第8条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>(1) 非常変災その他急迫の事情がある場合</p> <p>(2) 教育の実施上特に必要と認め、<u>あらかじめ臨時休業承認申請書により教育委員会の承認を受けた場合</u></p> <p>2 校長は、<u>前項第1号</u>の理由により授業を行わないときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、<u>非常変災等臨時休業報告書</u>を提出しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>行、対外競技その他の校外行事は、別に定める基準により企画し、実施するものとする。</p> <p>2 前項の行事の実施に当たって、<u>宿泊を要するとき又は実施地が県外(国外を含む。)</u>にあるときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(臨時休業)</p> <p>第8条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>(1) 非常変災その他急迫の事情がある場合</p> <p>(2) 教育の実施上特に必要と<u>認める場合</u></p> <p>2 校長は、<u>前項</u>の理由により授業を行わないときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、<u>臨時休業報告書</u>を提出しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>
--	--

秋田市立御所野学院高等学校学則新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行
<p>第1条および第2条 (略)</p> <p>(通学区域)</p> <p>第3条 生徒の通学区域は、<u>秋田県</u>の全地域とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(学期)</p> <p>第5条 学年を次の2学期に分ける。</p> <p>(1) 前学期 4月1日から<u>9月30日</u>まで</p> <p>(2) 後学期 <u>10月1日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第1条および第2条 (略)</p> <p>(通学区域)</p> <p>第3条 生徒の通学区域は、<u>秋田市</u>の全地域とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(学期)</p> <p>第5条 学年を次の2学期に分ける。</p> <p>(1) 前学期 4月1日から<u>10月の第2月曜日</u>まで</p> <p>(2) 後学期 <u>10月の第2月曜日の翌日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>第6条 (略)</p>

(入学資格)

第7条 学校に入学することができる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

(入学の時期および公告)

第8条 生徒の入学の時期は、学年の始めから30日以内 (学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。) 第104条第3項の規定により入学を許可された者にあつては、校長が定める日) とする。

2 (略)

第9条 (略)

(志願手続)

第10条 入学を志願する者は、入学願書を出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長を経て校長に提出しなければならない。

第11条～第24条 (略)

(卒業の認定等)

第25条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する卒業証書の授与の時期は、学年の終わりの日から1箇月前までの間とする。ただし、第20条の規定により留学の許可を受けた者で留学に係る単位の修得を認定された者および施行規則第104条第3項の規定により卒業が認められた者については、学年の途中においても卒業証書を授与することができる。

以下 (略)

(入学資格)

第7条 学校に入学することができる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

(入学の時期および公告)

第8条 生徒の入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、転入学および再入学については、この限りでない。

2 (略)

第9条 (略)

(志願手続)

第10条 入学を志願する者は、入学願書を出身中学校長を経て校長に提出しなければならない。

第11条～第24条 (略)

(卒業の認定等)

第25条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する卒業証書の授与の時期は、学年の終わりの日から1箇月前までの間とする。ただし、第20条の規定により留学の許可を受けた者で留学に係る単位の修得を認定された者および学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第104条第3項の規定により卒業が認められた者については、学年の途中においても卒業証書を授与することができる。

以下 (略)

旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>第1条および第2条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第3条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、校長が教育委員会に届け出てこれによらないことができる。</p> <p>(1)および(2)（略）</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から<u>4月4日</u>までおよび3月22日から3月31日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月22日から8月20日まで</u></p> <p>(5) 冬季休業日 <u>12月22日から1月13日まで</u></p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条および第2条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第3条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、校長が教育委員会に届け出てこれによらないことができる。</p> <p>(1)および(2)（略）</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から<u>4月5日</u>までおよび3月22日から3月31日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月24日から8月24日</u></p> <p><u>(5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から同月の第2月曜日の翌日まで</u></p> <p><u>(6) 冬季休業日 12月26日から1月12日まで</u></p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p>以下（略）</p>

旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（学期）</p> <p>第5条 学年を次の2学期に分ける。</p> <p>(1) 前学期 4月1日から<u>9月30日</u>まで</p> <p>(2) 後学期 <u>10月1日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（学期）</p> <p>第5条 学年を次の2学期に分ける。</p> <p>(1) 前学期 4月1日から<u>10月の第2月曜日</u>まで</p> <p>(2) 後学期 <u>10月の第2月曜日の翌日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>以下（略）</p>

平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における秋田市の結果について

1 調査の目的

全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、子どもの体力が低下している状況にかんがみ、スポーツ庁が全国的な体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の結果を検証し、改善を図ることを目的として実施しているものです。

本市では、調査結果から子どもたちの体力の状況や運動習慣を把握し、一人ひとりの体力や健康に関する指導の改善のために役立てたいと考えています。

2 調査対象

小学校5年生2,242名、中学校2年生2,118名

3 調査の内容

<実技に関する調査>

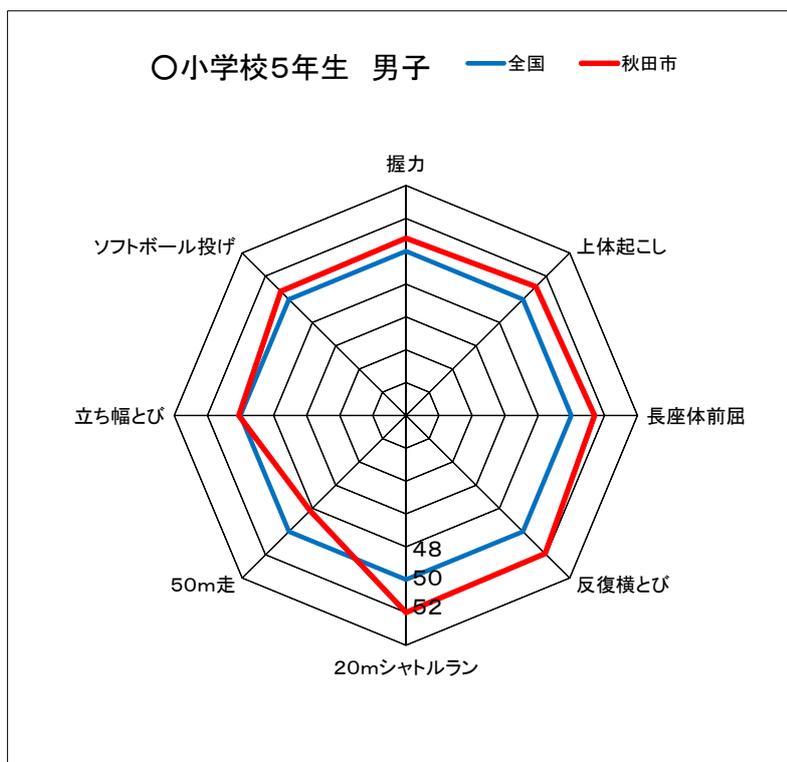
- [小学校8種目]
- ①握力（筋力）
 - ②上体起こし（筋パワー・筋持久力）
 - ③長座体前屈（柔軟性）
 - ④反復横とび（敏捷性）
 - ⑤20mシャトルラン（全身持久力）
 - ⑥50m走（瞬発力・疾走能力）
 - ⑦立ち幅とび（瞬発力・筋パワー・跳躍能力）
 - ⑧ソフトボール投げ（巧緻性・投球能力）

- [中学校8種目]
- ①握力（筋力）
 - ②上体起こし（筋パワー・筋持久力）
 - ③長座体前屈（柔軟性）
 - ④反復横とび（敏捷性）
 - ⑤20mシャトルラン（全身持久力）
 - ⑥持久走（全身持久力 / 男子1,500m、女子1,000m）
 - ⑦50m走（瞬発力・疾走能力）
 - ⑧立ち幅とび（瞬発力・筋パワー・跳躍能力）
 - ⑨ハンドボール投げ（巧緻性・投球能力）

※⑤か⑥のどちらかを選択して実施

4 本市調査結果の概要

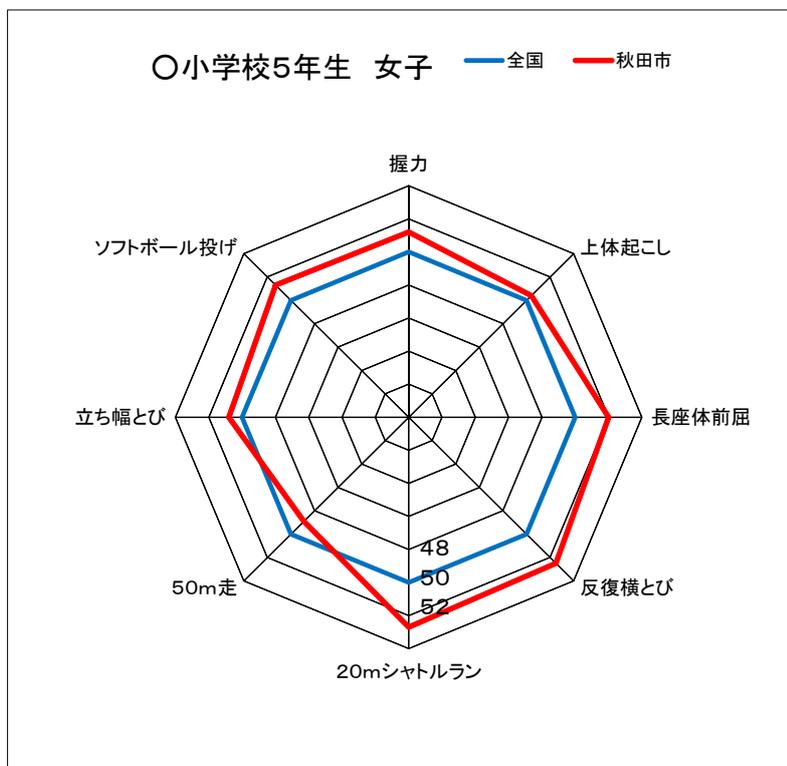
<実技に関する調査結果>



小学校5年生男子では、8種目中7種目が全国平均を上回っています。

50m走については、全国平均を下回っています。

全身持久力(20mシャトルラン)、敏捷性(反復横とび)に優れている反面、疾走能力(50m走)に課題が残る結果となっています。

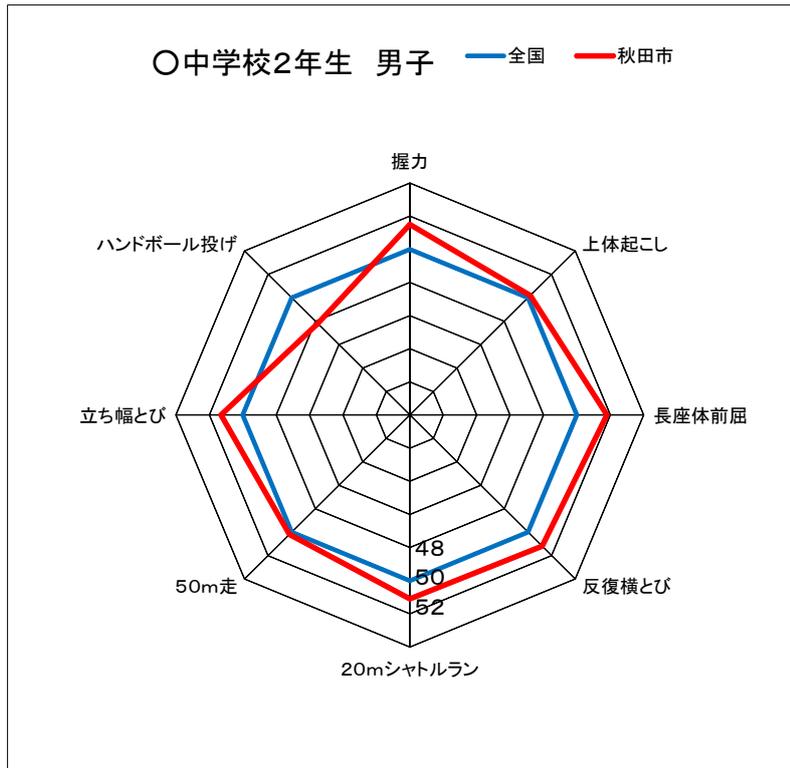


小学校5年生女子では、8種目中7種目が全国平均を上回っています。

50m走については、過去3年間全国平均とほぼ同じでしたが、今年度は下回っています。

全身持久力(20mシャトルラン)、敏捷性(反復横とび)、柔軟性(長座体前屈)に優れています。

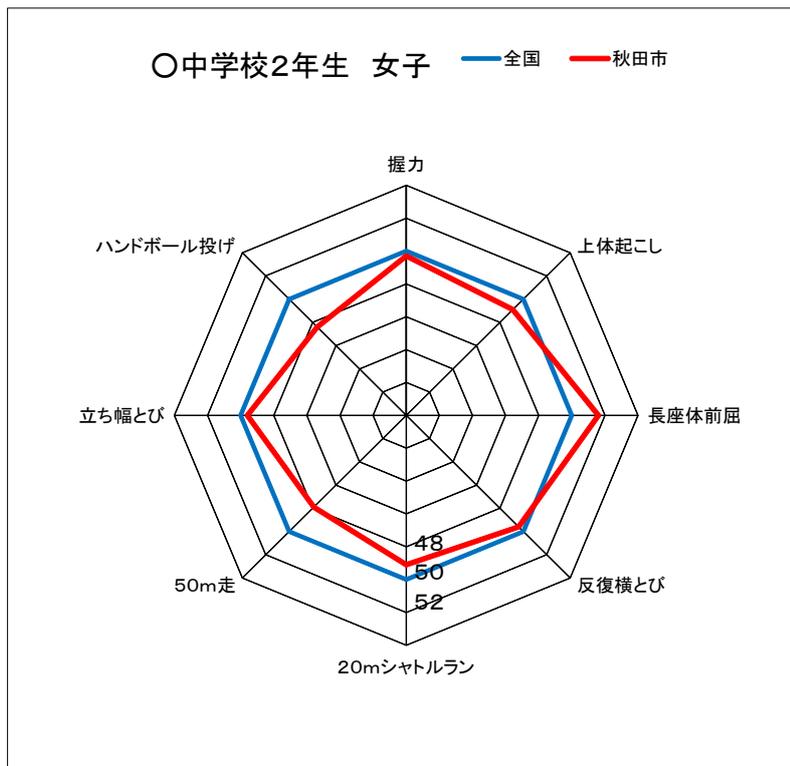
※レーダーチャートは、全国の種目別平均値を50と換算して、全国平均値に対する本市の種目別平均値を相対的位置(T得点)として示したものです。



中学校2年生男子では、8種目中7種目が全国平均を上回っています。

ハンドボール投げについては、全国平均を下回る状況が続いています。

柔軟性（長座体前屈）、筋力（握力）に優れている反面、投球能力（ハンドボール投げ）に課題が残る結果となっています。



中学校2年生女子では、8種目中1種目が全国平均を上回っています。

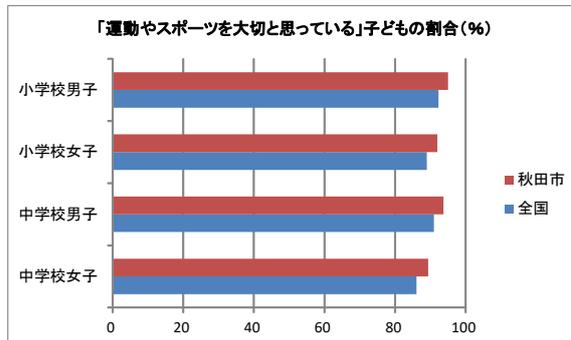
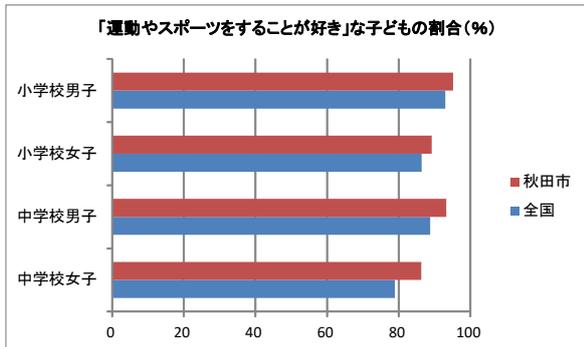
50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げについては、全国平均を下回る状況が続いています。

柔軟性（長座体前屈）に優れている反面、投球能力（ハンドボール投げ）、疾走能力（50m走）に課題が残る結果となっています。

※レーダーチャートは、全国の種目別平均値を50と換算して、全国平均値に対する本市の種目別平均値を相対的位置（T得点）として示したものです。

<質問紙調査結果>

『運動・スポーツに関する意識について』

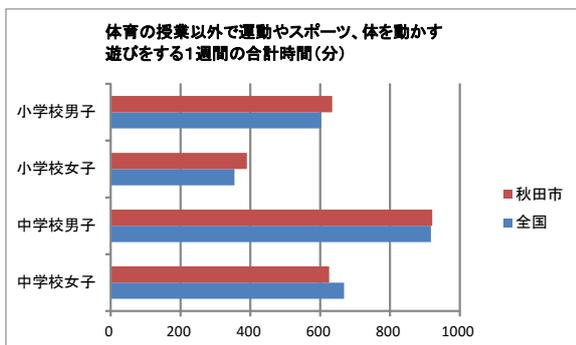


「運動やスポーツをすることが好き・やや好き」と回答した割合は、小学校男女、中学校男女共に85%以上で、いずれも全国平均を上回っています。

特に、中学校女子は、全国平均を7.4ポイント上回っています。

「運動やスポーツは大切・やや大切」と回答した子どもの割合は、小学校男女、中学校男女共に85%以上で、いずれも全国平均を上回っています。

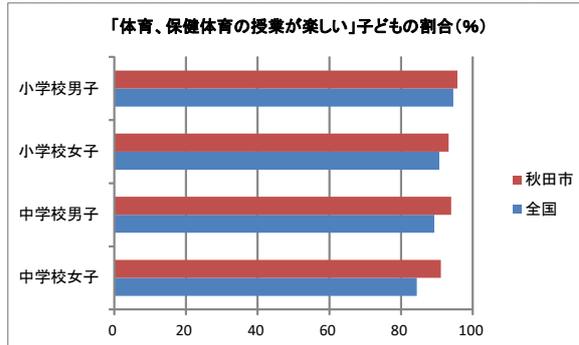
『運動習慣について』



「体育の授業以外で運動やスポーツ、体を動かす遊びをする1週間の合計時間」については、小学校男女・中学校男子は全国平均を上回っています。

しかし、中学校女子は626分で全国平均を43分下回っています。

『体育（保健体育）の授業について』



「体育（保健体育）の授業は楽しい・やや楽しい」と回答した割合は、小学校男女、中学校男女共に90%以上で、いずれも全国平均を上回っています。

特に、中学校女子は全国平均を6.7ポイント上回っています。

5 今後の取組

<学校教育における取組>

(1) 実技調査の結果を踏まえて

①小学生

- ・各校の実情に応じて、業間運動を推進したり、外遊びを推奨したりするなど、子どもが遊びを通して運動に親しむ機会の充実に努めます。
- ・課題となっている疾走能力の向上のために、ラダーやミニハードルを用いたり、ジグザグ走やスキップ走を準備運動に取り入れたりするなど、指導の工夫を図ります。

②中学生

- ・子どもが主体となる体育的行事を工夫し、進んで運動やスポーツに取り組むことができるよう努めます。
- ・課題となっている投球能力の向上のために、球技種目の準備運動時にキャッチボールなど、ボールを投げる運動を意図的に取り入れ、投球動作に慣れる機会の充実に努めます。

(2) 質問紙調査の結果を踏まえて

体育・保健体育の授業が楽しい、体育・保健体育の授業で体を十分に動かしっていると回答した子どもは、小中共に90%を超えています。今後も、運動への意欲が高まる授業を工夫しながら、小学校での一人ひとりの運動時間を中学校でも引き続き確保できることを重視し、指導の充実に努めます。

<家庭・地域との連携した取組>

健康でいるために運動を行うことが大切だと考えている子どもは、小中共に97%を超えています。また、授業以外でも運動やスポーツをする時間を持ちたいと思っている子どもは全国平均を4～7ポイント上回っています。本調査の情報を家庭と共有し、家の人から運動やスポーツを積極的に行うことを働きかけてもらったり、家庭でできる運動を推奨したりするなど、子どもが日常的に運動する習慣を身に付けることができるよう、家庭との連携に努めます。